

## 奈良県保健医療計画（素案）に対する意見

平成25年2月12日

全国B型肝炎訴訟大阪弁護団

### 1 【第6章第1節1（3）「がん予防・がんの早期発見」に関して】

奈良県では、がんの部位別死亡数のうち、肝及び肝内胆管がんは男性では3位、女性でも6位となっている。しかし、「がん予防・がんの早期発見」の項目では肝がんに関して何ら触れられていない。

肝及び肝内胆管がんの主な原因は、肝炎ウイルスによるものであり、肝炎ウイルス検査を徹底し、早期発見・早期治療に結びつけることにより、「がん予防・がんの早期発見」に結びつく。

したがって、本計画案において、肝炎ウイルス検査に関する記載すべきである。特に集団予防接種による注射器等の使い回しを受けた世代や肝炎ウイルスのスクリーニング前に輸血を受けた者などのハイリスクグループに対するウイルス検査の呼びかけについては早急に行なうべきである。

また、他のがんについては「がん検診受診率」及び「要精密検査受診率」について数値目標を掲げていることから、肝炎ウイルス検査についても数値目標を設定し、ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨まで含めた取り組みを行なうべきである。

### 2 【第9章第7節2（2）「目指すべき方向」（3）「具体的な取組」に関して】

普及啓発に関して、奈良県では、「肝臓病を克服する」というタイトルで肝癌撲滅市民公開講座を開催したり、弁護団ポスターを県内各機関に配備するなど、肝臓病対策に取り組んでいる。

しかし、県独自の肝炎に関するポスター、リーフレットの作成をしていない。肝炎に対する啓発のためにも、県においてポスター、リーフレットの作成をすべきである。

### 3 【第6章第1節3 医療機関とその連携、第9章第7節2（3）「具体的な取組」に関して】

(1) 奈良県では、現在、肝炎対策推進協議会が設置されており、患者等を代

表する者が委員として予定されている。しかし、同協議会は公開（傍聴）がなされていない。協議会に患者が参加することが予定されており、県民の関心も高いことから、同協議会における議事内容は公開され、かつ、協議会の開催は事前に告知されなければならない。

#### (2) 地域肝炎治療コーディネーターの養成について

本計画案では相談支援の質の向上を図ることが具体的な取り組みとして計画されている。しかし、地域肝炎治療コーディネーターについては触れられていない。肝炎患者に対する支援として地域肝炎治療コーディネーターの養成に取り組むべきである。

#### 4 【その他】

肝炎対策基本法をうけた「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」においては、「都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる。」と規定されている。

しかし、奈良県においては、肝炎対策推進計画が策定されておらず、本計画案では、「肝炎患者等及びその家族に対する支援の強化及び充実」や「肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方」などに触れられておらず、本計画案における肝炎対策については甚だ不十分であるといわざるを得ない。

したがって、奈良県においても肝炎対策推進計画を策定されるよう強く求める。

以上